

環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について（案）

環境影響評価法の改正により、従来に比べ可能な限り早期の段階から環境保全について検討を行い、事業に反映していく仕組み（計画段階配慮書）や方法書段階からの説明会の開催等が義務付けられた。

また、居住地域に限定されることなく評価図書の閲覧が出来るようインターネットの利用による公表が義務付けられる（電子縦覧）など、新たな取組みが実施されることとなった。

本市としても、この度の法改正の主旨を可能な限り盛り込むこととし、条例改正及び新たな手続きを規定する要綱を制定することとする。

1. 環境影響評価法の改正に伴う条例改正に関する事項(案)

ア. 方法書に係る説明会の開催及び要約書の作成の義務化

事業計画等が記載される方法書について理解を深めることは、以降の環境影響評価手続きにおいて、より多くの住民意見の提出を促す上で必須であると考ええる。

しかし、方法書には、事業計画が詳細に記載されており図書の分量が多く、内容も専門的となっている。このため、方法書について一層の理解を深めるためには方法書の内容を要約した書類（要約書）を作成し、説明会を実施する必要があることから、方法書に係る説明会の開催及び要約書の作成を条例に規定する。

なお、次段階の手続きとなる準備書については、既に説明会の実施及び要約書の作成が規定されている。

イ. 環境影響評価図書の電子縦覧の義務化

現行制度では、事業者が行う環境影響評価図書（方法書、準備書、評価書）のインターネットを利用した電子縦覧は、周知方法の選択肢の一つとなっている。

これら図書については、関係地域に限定されることなく、誰もがより手軽でかつ身近な手法で内容確認が出来ることは重要であると考えられる。

このため、インターネットを利用したこれら図書の電子縦覧を条例に規定する。

ウ. 市長からの直接の意見提出手続の新設

現行制度では、法対象事業に対する市長意見は、都道府県知事から市長あてに意見を求められ、知事に意見を提出していた。

この度の法改正により、事業に係る環境影響が政令で定める市の単独区域内のみに収まると考えられる場合は、当該市の長から直接事業者意見に意見を述べる事が可能となった。これに伴い、法と条例の整合性を図り、法対象事業の市長意見の手続きを条例に規定する。

エ. 事後調査手続きの改正

法及び条例対象事業を行う事業者は、事後調査報告書（工事編、供用時編）を提出することが現行条例で規定されている。

この度の法改正により、法に基づく事後調査報告書（基本的に工事完了時に1回作成）が規定されたことから、供用時の事後調査報告書を提出することを引き続き規定するとともに、法及び条例対象事業の事後調査報告書（工事編）の作成提出時期を工事完了時と規定する。

オ. 風力発電事業の追加

自然エネルギーの活用促進が望まれるなか、全国的に風力発電施設の設置は増加傾向を示しており、この度の政令改正において1万kW以上の発電出力を有する風力発電施設が新たに環境影響評価法の対象事業となった。

本市においては、未だ発電事業を目的とした風力発電施設の設置はなく、また東京湾の湾奥部に位置し、風力発電の適地としての条件である平均風速に満たないことから、新たに施設が設置される可能性は低い状況である。

しかしながら、低周波音、バードストライク等の環境への影響を踏まえ、法手続きのスクリーニングにより、法対象とならなかった法第2種事業の規模（7,500kW以上）を条例の対象とすることとする。

2. 要綱制定による環境配慮に関する手続きの創設(案)

(仮称)千葉市計画段階環境影響評価実施要綱の制定による早期段階の環境配慮

現行条例では、事業の枠組みが決定された段階から手続きが開始される仕組みとなっている。

この事業の実施段階で行われる環境影響評価は、環境の保全に効果を有する一方、既に事業の枠組みが決定されているため、重大な環境影響を防止するための環境保全措置の実施が限定的となるなど、柔軟な措置をとることが困難となることも考えられる。

このため、事業の実施場所、規模等の検討段階など、可能な限り早い段階において、環境保全の見地から事業の枠組みの検討を行い、事業に反映していく計画段階環境配慮制度を創設する。

ただし、環境影響評価法は第2条第2項第2号で、①国が行う事業、②国が出資した法人が行う事業、③国の補助金の交付の対象となる事業等、いずれも国が一定の関与をする事業を対象としているが、市条例は民間を含めたすべての事業者の一定規模以上の事業を対象としており制度が異なっている。

そのため、市条例で、市が関与しない民間事業者へ一律に、計画段階配慮手続きを求めることは、法に比べて著しく事業者に負荷をかけることにつながる。

また、県要綱においても県事業のみを対象としており、市のみが民間事業の計画早期段階での公開を義務づけることは、地価の上昇、地元の対応、事業実施の迅速性の阻害等から競争力の低下につながる恐れがある。

これらのことから、今回の計画段階配慮手続きについては、民間事業を対象とした条例ではなく、市事業のみ義務化した市要綱を制定することとする。